

西東京市公告

除却した広告物等の返還について

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項及び市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第107号）第2条の表9の項による東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）第34条第1項の規定により広告物等を除却し、保管しているのので、同条第2項の規定に基づき広告物等の所有者等に対し当該広告物等を返還するため、下記のとおり公告する。

令和8年5月18日

西東京市長 池澤隆史

記

番号	広告物等を除却した日時	広告物等の放置されていた場所	広告物等の名称又は種類及び数量	広告物等の表示内容	広告物等の保管開始日及び保管場所	備考
1	令和8年3月25日午前9時	富士町二丁目	はり紙等 3件	不動産	令和8年3月25日向台資材置場	
2	令和8年3月25日午前10時	下保谷四丁目	はり紙等 1件	不動産	令和8年3月25日向台資材置場	
3	令和8年4月22日午後1時30分	富士町二丁目	はり紙等 1件	不動産	令和8年4月22日向台資材置場	

保管場所の所在地

向台資材置場 西東京市向台町四丁目1280番1及び同所1282番3

所有者等で返還を求めるものは、この公告の日の翌日から起算して2日以内に、広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証する書類を持参の上、次の担当まで申し出てください。

なお、広告物等の返還の申出がないときは、東京都屋外広告物条例第35条の規定により除却した広告物等は、廃棄します。

また、除却及び保管の際に生じた広告物等の破損及び汚損については、市は責めを負いません。

広告物等の返還に当たっては、受領書（東京都屋外広告物条例施行規則（昭和32年東京都規則第123号）第18号様式）を市へ提出する必要があるため、事前に次の担当まで御連絡ください。

担当 西東京市都市基盤部道路課道路管理係 西東京市役所保谷東分庁舎 1 階

電 話 042-464-1311（内線22449）

直 通 042-438-4055